

「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（案）」の修正案について

2019年12月12日  
日本共産党東京都議会議員団

「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（案）」について、日本共産党都議団は2日に見解を発表し、理念・目的は賛成であり、ソーシャルファームについても否定するものではないことを表明しました。しかし、日本にはまだないソーシャルファームについて、都民の共通認識は形成されているとは言えず、定義も認証基準も不明確であることなどを指摘し、条例化については慎重な検討を求めました。

質疑を通じて、定義や都民の共通認識について明確な答弁はありませんでした。また、財政支援の基となる認証基準についても、今後設置する企業経営等の専門家などによる会議で検討するとされ、具体的には明らかにされませんでした。

日本共産党都議団は本条例案について、先に発表した見解とその後の質疑をふまえ、修正案を提案します。

## 【主な修正部分】

### 1. 第三章「ソーシャルファームの創設及び活動の促進等」を削除します

第三章の第十条（ソーシャルファームの創設及び活動の促進）及び第十一条（認証等）を削除します。それに伴い、前文や第一条など必要な文言整理を行います。

### 2. 新設の第十条(社会的企業の理解促進)を追加します

新設の第十条として、前文にも記された「社会的企業」への都民的理解促進や活動支援を追加します。

この条項があることで、今後日本でソーシャルファームが作られるにあたって、理解促進や必要な支援が可能となります。

また、原案第四章（修正案第三章）を残すことで、ソーシャルファームに対しても計画策定や検証を行うことができ、財政的措置についても妨げるものではないことを担保します。

以上